

(議会と改革の監視機能)

第〇条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を継続して行うため、議会改革検討協議会を設置する。

2 議会改革検討協議会は、監視機能として市民の参加を図るものとする。

(条例の見直し)

第〇条 議会は、この条例が制定の目的に沿っているかを常に検証し、必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

2 議会は、この条例を改正するときは、改正の理由を広く市民に明らかにしなければならない。

第〇条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の検証を行い、必要な措置を講じるものとする。

2 議会は、この条例を改正するときは、改正の理由を広く市民に明らかにしなければならない。

(制定時期)

附則 この条例は、平成25年〇月1日から施行する

(一問一答方式等)

第〇条 本会議（全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ）における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。）は、一問一答の方式により行うことができる。

2 議長から本会議に出席を要求された市長等（市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。次項において同じ。）は、前項に規定する方式により行われた質問に対し、議長の許可を得て、反問することができる。

3 議長から委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）に出席を要求された市長等は、質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(議員報酬) ※第2項をつくる。

第〇条 議員報酬の額は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める。

2 前項の規定にかかわらず、議員は、議員報酬の額の引き下げを前項の審議会の審議結果を受けずに提案することができる。

(議員報酬) ※ただし書きを加える。

第〇条 議員報酬の額は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める。ただし、議員が議員報酬の額の引き下げを提案する場合は、この限りでない。

※参考 大和市附属機関の設置に関する条例（別表）

大和市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	10 以内
--------------	--	-------